

令和6年2月定例会 議案第29号(概要) 《デジタル市役所推進室》

①議案第29号

「北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について」

1 改正概要

北九州市個人番号の利用に関する条例について、

- (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)により、番号法*1 別表第2が削除等されたため、同法を引用している関係規定を改める。
- (2)①新たに創設された森林環境税を市民税に併せて賦課徴収するために必要となる外国人生活保護関係情報等について、
②児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)による番号法の改正によって番号利用事務に追加された、母子保健法による相談・支援において必要となる、予防接種法による予防接種の実施に関する情報について、
庁内連携*2 を行う等のため、関係規定を改める。

〔*1(番号法):行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
*2(庁内連携):マイナンバーを用いて執行機関(市長部局)内で情報のやり取りを行うこと〕

2 改正理由

- (1)削除された番号法別表第2等を引用している条例中の関係規定について改める必要があるため、
- (2)庁内連携を行うことができる事務(①森林環境税に関する賦課徴収事務、②母子保健法による相談・支援事務)を追加する等の必要があるため、条例改正が必要となる。

3 法律と条例の体系

【番号法で定めている内容】

- ・マイナンバーを利用することができる「事務」
- ・自治体間等で情報連携できる「事務」及び「特定個人情報*3」

【条例で定めている内容】(法9条2項の規定による)

- ・北九州市が独自でマイナンバーを利用することができる「事務」
- ・執行機関(市長事務部局)内で庁内連携できる「事務」及び「特定個人情報」

(*3(特定個人情報):マイナンバーと紐付けて管理される情報)

4 施行期日

- (1)については規則で定める日(改正番号法の施行日と同日とする予定)。
- (2)①については公布の日、②については令和6年4月1日。